

○越谷市まちをきれいにする条例

平成 12 年 3 月 31 日

条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が協力して環境美化の促進を図り、もって快適な都市環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲食物等の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類する物であつて、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。

(2) 回収容器等 空き缶等を回収し、又は収納するための容器その他これに類する物をいう。

(3) ポイ捨て 空き缶等を回収容器その他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。

(4) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。

(5) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置（以下「ポイ捨て等」という。）の防止のために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進について、事業者及び市民等の意識の啓発を図るとともに、環境に関する教育を充実し、併せ

て学習が促進されるよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実等に努めなければならない。

2 空き缶等のポイ捨ての原因となるおそれのある物の製造、加工又は販売を行う事業者は、そのポイ捨ての防止について消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 自動販売機により飲料を販売する事業者は、飲料の収納に用いられた缶、びん等の容器（以下「飲料容器」という。）の回収及び資源化について必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進のために市が実施する施策に協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市内に居住する者は、その居住する地域において、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進について協力してその意識の高揚を図るとともに、清掃活動の充実及び飲料容器の資源化に努めなければならない。

3 市民等は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進のために市が実施する施策に協力しなければならない。

（飼い主等の責務）

第6条 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主等」という。）は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、ふんを処理するための用具を携行し、当該飼い犬がふんをしたときは、当該用具に入れて持ち帰り、適切に処理しなければならない。

（土地所有者等の責務）

第7条 土地を所有し、占有し、又は管理するもの（以下「土地所有者等」

という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等が捨てられないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進のために市が実施する施策に協力しなければならない。

(清掃団体等への支援)

第8条 市長は、環境美化及び飲料容器に係る資源の有効な利用を推進することを目的として活動する清掃団体等から環境美化についての要請があった場合は、支援するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の要請があった場合は、清掃用具の貸与、職員の派遣等必要な支援を行うよう努めるものとする。

(投棄の禁止)

第9条 何人も、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第10条 飼い主等は、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等にその飼い犬のふんを放置してはならない。

(回収容器等の設置及び管理)

第11条 自動販売機により飲料を販売する事業者は、飲料容器の散乱防止のため、規則で定めるところにより回収容器等を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(関係機関への要請)

第12条 市長は、公共の場所に空き缶等のポイ捨て又は飼い犬のふんの放置がされていることにより、市民の快適な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該公共の場所の管理者に対し、空き缶等又は飼い犬のふんの回収その他必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(立入調査)

第13条 市長は、市民の快適な生活環境が阻害されていると認めるとき

は、市長が指定する職員（以下「指定職員」という。）に空き缶等のポイ捨て若しくは飼い犬のふんの放置がされている場所又は自動販売機若しくは回収容器等が設置されている場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第14条 市長は、第9条又は第10条の規定に違反した者に対し、市内の環境美化の促進を図るため必要な限度において、当該空き缶等又は飼い犬のふんの回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、第11条の規定に違反した事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（命令）

第15条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（公表）

第16条 市長は、前条第2項による命令を受けた事業者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

（罰則）

第17条 第15条第2項の規定による命令を受けた事業者が、正当な理

由がなくその命令に従わないときは、１００，０００円以下の罰金に処する。

第１８条 第１５条第１項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、５０，０００円以下の罰金に処する。

（委任）

第１９条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成１２年１０月１日から施行する。